

令和８年度（２０２６年度）いぐさ・畳表生産専用機械の
再生産・維持計画策定業務委託 実施要領

１ 業務名

令和８年度（２０２６年度）いぐさ・畳表生産専用機械の再生産・維持計画策定業務

２ 業務の目的

いぐさ・畳表生産に用いられる専用機械（以下「専用機械」という。）は、老朽化や部品供給体制の縮小、メーカー撤退等により維持管理が困難となっている。そこで、専用機械の調査等により、再生産・維持にかかる計画を策定することで、専用機械の維持管理の見通しを立たせることを目的とする。

３ 業務内容

以下に指定する専用機械（以下「指定専用機械」という。）の分解調査および機械維持における課題分析、構成部品の代替調達可能性調査を行い、再生産・維持にかかる具体的な計画を策定すること。（以下「計画策定」という。）

【指定専用機械】

- ・先刈機（必須）
- ・泥落機（必須）
- ・結束機
- ・加湿機

※委託費予算内で対応できる指定専用機械について、計画策定を行うこと。

※（必須）の指定専用機械については、必ず計画策定を行うこと。

※具体的な専用機械の種類・機械メーカー等については、委託候補者と協議のうえ、決定する。

※詳細は「令和８年度（２０２６年度）いぐさ・畳表生産専用機械の再生産・維持計画策定業務委託標準仕様書（案）」のとおり。

４ 委託期間

契約締結の日から令和９年（２０２７年）２月２６日（金）まで

５ 委託費

（１）金額

５，５９９，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

※ただし、この金額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約時の予定価格を示すものではないので留意すること。

（２）対象経費

事業の実施に直接必要となる経費（「計画策定」に係る調査費や資材費、人件費や旅費等）とする。

6 実施スケジュール（予定）

- | | |
|--------------|-------------------------|
| （１）公募開始 | 令和８年（２０２６年）７月１５日（水） |
| （２）参加申込書提出期限 | 令和８年（２０２６年）７月２３日（木）午後５時 |
| （３）企画提案書提出期限 | 令和８年（２０２６年）７月２９日（水）午後５時 |
| （４）審査会 | 令和８年（２０２６年）８月 ６日（木） |
| （５）結果通知 | 速やかに実施 |
| （６）契約内容協議・締結 | 速やかに実施 |
| （７）委託終了 | 令和９年（２０２７年）２月２６日（金） |

7 業者決定方法

公募型プロポーザル方式による審査会（応募者のプレゼンテーション等による審査会の実施）（以下、「審査会」という。）により業者を選定し、随意契約とする。

8 随意契約とする理由

指定専用機械の分解調査および機械維持における課題分析、構成部品の代替調達可能性調査を行い、再生産・維持にかかる計画を策定するためには、専門的な技術が必要であることから、競争入札に適さないため、審査会により委託候補者を選定し、協議のうえ、随意契約する（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号）。

9 審査会の対象者となる事業者

次の各号をすべて満たす者とする。

- （１）審査日時点で、物品購入契約及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５１２号）により入札参加資格を有するものであること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、６（３）の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和８年（２０２６年）７月２３日（木）午後３時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）

郵便番号 ８６２－８５７０ 熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

電話番号 096-333-2581

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ熊本県ホームページの管理調達課ページを確認の上、提出する場合は、アの受付期間内とする。

(2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。

(3) 熊本県内に本社、支社（営業所等）を有するものであること。

(4) 熊本県から指名停止の処分を受けていない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。

(6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換書により取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係をしている者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

10 提出書類及び提出方法等

本審査会に参加する者は、以下（1）～（3）により、必要書類を提出するものとする。

（1）審査会参加申込書【様式1】、事業者の取組に関する申出書【様式2】質問書【様式3】

ア 提出方法：持参、郵送又はメール（nousanengei@pref.kumamoto.lg.jp）
※電子メールの場合は提出後必ず確認の電話をすること。

イ 提出先：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課花き・い業・特産班
(TEL:096-333-2390)

ウ 提出期限：令和8年（2026年）7月23日（木）午後5時必着
※様式2の申出書には、必要な書類を添付すること。

※様式３の質問書は、質問がない場合は提出不要。

- エ 質問に対する回答：令和８年（２０２６年）７月２７日（月）午後５時までに質問者を匿名として、申込者全員に対してメールで共有することとする（審査会参加申込書に記載されたメールアドレス宛に送付）。

（２）企画提案書【様式４】、審査会出席者届出書【様式５】

ア 提出方法：持参又は郵送による

イ 提出部数：【様式４】４部（正本１部、副本３部）、【様式５】１部

ウ 提出先：〒862-8570 熊本市中央区水前寺６丁目 18-1

熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課花き・い業・特産班
(TEL:096-333-2390)

エ 提出期限：令和８年（２０２６年）７月２９日（水）午後５時

※以下に該当する場合、提出された企画提案書を無効とする場合がある。

- ・企画提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの。
- ・企画提案書の様式に示された条件に著しく適合しないもの。
- ・参加申込書又は企画提案書に虚偽の内容が記載されたもの。
- ・審査員又は関係者に企画提案書に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合。

※提出された企画提案書の取扱いは、以下による。

- ・企画提案書は、返却しない。
- ・企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ・企画提案書は、審査及び説明のためにその写しを作成し使用することができる。
- ・企画提案書は、熊本県情報公開条例等に基づき、公開することがある。
- ・企画提案書における企業団体名等については農産園芸課で修正を加える場合がある。

※審査会の参加を辞退する場合は辞退届【様式６】を提出すること。

１ １ 審査会

企画提案書の内容等について、応募者の提出書類及びプレゼンテーションを基に、審査員による審査会を行い、委託候補者を決定する。

（１）日時・場所等

ア 日 時 令和８年（２０２６年）８月６日（木）

※詳細の時間については、別途参加申込者へ通知します。

イ 場 所 熊本県庁８Ｆ会議室

ウ 出席者 各社３名まで

エ 時 間 ３０分以内（説明１５分、質疑１５分）

オ 質疑応答 提出書類及びプレゼンテーション内容に基づき行う。

(2) 審査員

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、企画提案書の審査、委託候補者の選考を行う審査会を置くこととし、審査員は、熊本県職員の中から、業務の関連又は業務実績を考慮し、3名を選出する。

(3) 企画提案書の審査及び企画案の選定

ア 審査会は、提出内容等について、以下の表に定める評価の視点等に基づき審査し、最高得点者を本業務に適した委託候補者として選定する。なお、「事業者の取組」に係る評価の基準日は公告日（令和8年（2026年）7月8日（水））とする。

<審査基準及び配点>

	評価項目	評価のポイント	配点
①	実施方針	・ 事業目的や業務内容を十分に理解しているか。	20
②	企画構成	・ 仕様書で定めた業務内容を踏まえた提案となっているか。 ・ 運營業務の円滑な遂行にあたり、創意工夫が見られるか。	20
③	実施体制	・ 業務を行うに当たっての組織・体制が整っているか。 ・ 類似業務実績があり、業務遂行に十分な経験を有するか。	19
④	工程	・ 期間内実施が可能で妥当性があるスケジュールであるか。 ・ 実施工程が具体的に提案されているか。	10
⑤	経費	・ 予算の範囲内において、提案内容と整合性がある経費が適切に見積もられているか。	5
⑥	プレゼン	・ 知識や経験、根拠等に基づいたプレゼンテーションであり、内容が明確でわかりやすく、説得力があるか。 ・ 本業務に対する取組み意欲が高く、熱意を感じられるか。	19
⑦	事業者の取組	(1) 熊本県ブライト企業の認定を受けているか。	1
		(2) 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。	1
		(3) 協力雇用主登録制度に登録しているか。	1
		(4) 事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証を受けているか、又は森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。	1
		(5) 熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか。	1
		(6) 熊本県SDGs登録制度に登録しているか。	1
		(7) パートナリシップ構築宣言をポータルサイトに登録しているか。	1
評価合計			100

イ 企画提案書の審査員の持ち点は、各 100 点とし、合計点は 100 点 × 3 人 = 300 点とする。また、最低基準を 50 点 × 3 名相当の 150 点とし、いずれの企画提案書も最低基準に満たなかった場合は、委託候補者該当なしとし、再度企画コンペ参加業者を公募し、企画を募集する。

ウ 最高得点で同点の企画が複数出た場合、最高得点として選定した審査員の多い企画から順に委託候補者、次点者を決定する。さらに同点の場合は、くじにより決定する。

エ 審査結果については、企画提案書を提出した者全員に通知する。

オ 参加登録者からの選考理由、結果に関する問い合わせ又は異議については応じない。

カ 委託候補者が、7 の参加資格に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合には、次点者を委託候補者とする。

(4) その他

ア 審査会への応募者が 3 者を超える場合については、事前提出書類に基づいて、審査基準等により事前審査し、上位 3 社を選出する。

イ 審査会への参加の有無、及び当日の集合時間については後日連絡する。

ウ 審査会は非公開で行う。

1 2 委託契約の締結

県は審査会で選定した委託候補者と協議を行い、必要に応じて「令和 8 年度（2026 年度）いぐさ・畳表生産専用機械の再生産・維持計画策定業務委託標準仕様書（案）」を加筆・修正し、契約条件を確認の上、改めて見積書を徴取し、予算額の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、又は契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

1 3 契約保証金

契約しようとする者は、熊本県会計規則第 77 条の規定により、契約保証金（契約金額の 100 分の 10 以上の金額）を納付しなければならない。ただし、熊本県会計規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

1 4 その他

(1) 本審査会に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届【様式 5】を提出すること。

(3) 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

(4) 本業務により作成した成果物の著作権は県に帰属するものとする。

- (5) 委託者は、本業務の遂行に当たり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について協力する。
- (6) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、合理的に必要な範囲で本業務に係る一部を再委託することは妨げない。
- (7) 個人情報の取扱いについては、万全の注意を図り、漏洩させないこと。

1 5 問合せ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1

熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課 花き・い業・特産班

TEL:096-333-2390、FAX:096-382-8612